

資料提供

令和6年3月29日（金）

照会先：保健医療部生活衛生課食の安全対策室

担当者：室長補佐 佐藤 要介

連絡先：029-301-3424（内線：3421）

紅麴を含む健康食品について（第3報）

標記について、県内で関連が疑われる死亡事例を1件探知しましたので資料提供いたします。

なお、ご遺族は公表することに同意しておりませんが、県民への注意喚起の観点から死亡したことのみ公表することとしたものであり、これ以上の詳細はお知らせできませんのでご容赦ください。

（参考） 県内の健康被害を疑う事例（3月29日17時時点）

計4名 うち3名は3月28日に資料提供済み

※紅麴を含む健康食品は摂取してはいましたが、因果関係は不明です。

○ 県民の皆様へ ○

- ・ 自主回収の対象となっている製品がお手元にある方は、摂取せずに各メーカーの返品方法に従って対応願います。
- ・ 健康被害がある方は、医療機関を受診し、最寄りの保健所にご相談ください。
- ・ 厚生労働省にも紅麴仕様製品に関するお問合せ窓口がありますので、不安のある方はお問い合わせください。

紅麴使用製品に関するお問い合わせ窓口（コールセンター）

電話番号：03-3595-2760

受付時間：9時00分～21時00分（土日・祝日も実施）

- ・ 小林製薬が販売した紅麴に関連した食品の自主回収情報は、厚生労働省のホームページで掲載しております。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/shokuhin/daietto/index.html